

第 2 7 7 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市上下水道局長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となる行政文書が存在しないことを理由として行った非公開決定は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

- 1 平成28年 2月18日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる行政文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

下水道みなと営業所職員 A に分納依頼するときどのような手続きになるかわかる文書の請求に対して開示した営業事務手続きは、どこで閲覧できるか

- 2 同年 3月 3日、実施機関は、本件公開請求に対して、請求の対象となる行政文書（以下「本件対象文書」という。）が存在しないことを理由として、非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- 3 同年 3月 8日、審査請求人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

第 3 実施機関の主張

- 1 決定通知書によると、実施機関は本件対象文書を公開しない理由として、本件対象文書について作成していないため、不存在であると主張している。
- 2 上記 1に加え、実施機関は、弁明意見書においておおむね次のとおり主張している。
 - (1) 本件公開請求の「下水道みなと営業所職員 A に分納依頼するときどのような手続きになるかわかる文書の請求に対して開示した営業事務手続き」とは、平成27年12月22日付け行政文書公開請求に対して、平成28年 1月28日付け27上総調第 383-3号で公開決定を行った「営業事務手続（請求にかかるもの）」を指す。
 - (2) 営業事務手続は、名古屋市上下水道局経営本部営業部の各課及び営業所の営業事務についての取扱いを定めたもので、いわゆる事務マニュアルに

相当するものであるが、職員が各種営業事務を処理するに当たっての具体的な手順等公にするのに適さない情報も記載されていることから、市民等への閲覧に供していない。

そのため、閲覧にかかる手続き等について定めた文書は作成していない。

- (3) 審査請求人に対して、営業事務手続は閲覧できないことを本件公開請求以前に営業所窓口にて既に伝えている。

第 4 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分の取消しを求める。

2 審査請求の理由

行政文書の不存在は公開理由とはならない。行政文書は存在している。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件対象文書の有無が争点となっている。

2 本件対象文書について

- (1) 本件対象文書は、営業事務手続をどこで閲覧できるかわかる文書である。

- (2) 実施機関の主張によると、上記第 3 2(2) のとおり、営業事務手続には、公にすることが適さない情報も記載されているとのことであり、実施機関は、営業事務手続を市民等へ閲覧に供するものではないと認識している。

また、上記第 3 2(3) のとおり、審査請求人に対して閲覧できないことを説明している。

そのような実施機関の認識と実務上の運用から、本件対象文書を作成する必要性は考えにくく、さらに、当審査会において営業事務手続を見分したところ、営業事務手続をどこで閲覧できるかについての記載は認められなかった。

- (3) 以上のことから、本件対象文書は存在しないとする実施機関の説明は不合理とまではいえず、他にその存在を認めるに足りる事情も認められない。

3 したがって、本件対象文書は存在しないと認められる。

4 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	内 容
平成28年 4月 4日	諮問書の受理
4月15日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
10月27日	実施機関の弁明意見書を受理
11月10日	審査請求人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは 反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は 意見陳述等申出書を提出するよう通知
令和元年11月15日 (第23回第 1小委員会)	調査審議
令和 2年 2月28日 (第26回第 1小委員会)	調査審議
3月19日 (第27回第 1小委員会)	調査審議
5月15日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 門脇美恵、委員 金井幸子、委員 安井信久